

民児協連・民児協 交通費支給規程

1. 民生・児童委員及び主任児童委員が、会議や各種研修会、その他事業に出席するため、交通費を使って市外へ出張するときは、下記のとおり交通費を支給する。

府内出張 …… 1,200 円

府外出張 …… 実 費

ただし、動員のかかっていない研修に対しては、自己負担とする。

2. 交通費の支給は、出張の種類に応じ、下記のように負担する。

- (1) 部会（企画部会・広報部会・専門研究部会）に関する会議・研修会・その他事業への出張 …… 各部会で負担
- (2) その他必要と認められる会議・研修会・その他事業への出張 …… 会長会の判断で負担

3. その他本規程に定めのない事項については、会長が理事会にはかりこれを定める。

（付 則）

- 1) この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2) 旧旅費規程はこれを廃止する。

〔平成 15 年 4 月 30 日 一部改正〕

〔平成 19 年 1 月 29 日 一部改正〕